

弘前市みやぞの児童センター等の指定管理者の選定結果について (公募)

弘前市指定管理者選定等審議会での審議を経て、以下の団体を指定管理者候補者として選定しました。その後、弘前市議会令和5年第4回定例会において議決を得て、指定管理者として指定しました。

1 施設の名称及び所在地

| 施設の名称 | 所在地 |
|---------------|-----------------|
| 弘前市みやぞの児童センター | 弘前市大字宮園二丁目5番地5 |
| 弘前市北児童センター | 弘前市大字青山三丁目22番地3 |

2 指定管理者

名称 社会福祉法人養正福祉会
所在地 弘前市大字清野袋一丁目1番地11
代表者職氏名 理事長 武田 太郎

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

4 申請団体数

1団体

5 指定までの経過

(1) 公募説明会 令和5年7月13日
(2) 申請受付 令和5年7月25日～8月8日
(3) 申請者へのヒアリングの実施 令和5年8月17日
(4) 指定管理者選定等審議会小委員会の開催 令和5年8月22日
(5) 指定管理者選定等審議会の開催 令和5年9月29日
(6) 指定の議決 令和5年12月19日

6 指定管理者候補者の選定方法

弘前市みやぞの児童センター等指定管理者募集要項で定める選定基準に基づき、弘前市指定管理者選定等審議会小委員会委員が、各自100点満点で評価し、その後、その結果を基に弘前市指定管理者選定等審議会での審議を経て、指定管理者候補者を選定しました。

7 評価点

| 評価項目 | 配点 | 評価点 |
|---|-----|-------------|
| | | 社会福祉法人養正福社会 |
| (1) 総合的事項 施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性 | 70 | 58 |
| (2) 市民の平等な利用を確保することができること 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | 70 | 56 |
| (3) 施設の設置目的を効果的に達成することができること 利用者の施設利用満足度の向上を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | 280 | 204 |
| (4) 施設の効率的な管理運営ができること 施設の管理運営に係る経費の内容 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | 140 | 104 |
| (5) 施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していること 安定的な管理運営が可能となる人的能力 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤 個人情報等の適正な取扱いの確保 類似施設（当施設を含む）の管理運営実績 | 140 | 111 |
| 評価点 | 700 | 533 |
| 委員数（人） | | 7 |
| 100点満点換算点 | 100 | 76.1 |